

政策体系	政策No.	2	政策名	自然にやさしいまちづくり		施策主管課	生活環境政策課
	施策No.	3	施策名	循環型社会の形成	重点施策	施策主管課長名	川畑 巧
施策関係課名		廃棄物対策監、企画政策課、環境衛生課、衛生施設課、農林水産政策課、農政畜産課、下水道課					

1 施策の目的と指標		
対象(誰、何を対象としているのか)	人や自然資源等	
市民 通勤・通学者、観光客	A	人口
	B	事業所数 事業所・企業統計調査結果 H21から経済センサス
	C	
意図(この施策によって対象をどう変えるのか)	成果指標(意図の達成度を表す指標) 数字は記入しない	
循環型社会の形成を推進する  環境に対する意図は循環型社会の形成 = 環境負荷が少なく持続的発展が可能となる「3R」 ごみは出さない 出したごみはできるだけ利用する どうしても利用できないごみはきちんと処分する	A	市民一人当たりのごみの排出量
	B	リサイクル率
	C	
	D	
	E	
	F	
右上の成果指標の測定方法(実際にどのように実績を把握するか)		基本計画期間における施策の目標設定(2-)の根拠
・A...市民一人当たりのごみの排出量 どうしても利用できないごみとしてきちんと処分するごみの量を示す指標として設定。 排出された可燃ごみの量、不燃ごみの量  ・B...リサイクル率 出したごみをできるだけ利用することができたかを示す指標として設定。 リサイクルされたごみの量(処理施設におけるごみの搬入量・搬出量から把握) 廃棄物処理事業実態調査(環境省)		・「市民一人当たりのごみの排出量」については、さらなるごみ減量を推進するため、平成18年度比で約5%減の900g/人日を目指す。  ・「リサイクル率」については、平成22年度における国の目標値である24%に準じた目標値を設定する。

2 指標等の推移											
	単位	数値区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度 (目標年度)
対象指標	A	人	見込み値 実績値	127,219	127,309	127,615	127,871 127,773	128,128 127,450	128,383	128,640	128,868 129,098
	B	事業所	見込み値 実績値	4,845	-	4,989	-	-			
	C		見込み値 実績値								
成果指標	A	g/人日	成り行き値 目標値 実績値	945	957	949	950 950 971	950 940 939	950 930	950 920	950 910 900
	B	%	成り行き値 目標値 実績値	16.1	21.7	20.9	20.8 21.5 18.7	20.8 22.2 17.1	20.8 23.0	20.8 23.7	20.8 24.5 25.0
	C		成り行き値 目標値 実績値								
	D		成り行き値 目標値 実績値								
	E		成り行き値 目標値 実績値								
	F		成り行き値 目標値 実績値								

3 基本計画期間における施策の方針 (総合計画書より)	
循環型社会の形成を図るため、市民、事業所、行政が協働し役割を分担しながら、廃棄物の発生抑制(リデュース)、部品等の再利用(リユース)、使用済み製品等の原材料としての再利用(リサイクル)の3R及び廃棄物の適正処理を推進し、環境への負荷を低減する。	

5 施策の特性・状況変化・住民意見等 この施策の役割分担をどう考えるか(協働による市民と行政の役割分担)	
ア)行政の役割 (市がやるべきこと、県がやるべきこと、国がやるべきこと) ・廃棄物の収集及び効率的な処理体制の確立。 ・廃棄物の抑制とリサイクルの推進。 ・ごみ分別・排出ルール・資源ごみリサイクルの住民への周知・徹底。(転入者、新設アパート・マンション等入居者、自治会未加入者に対するごみの適正処理の徹底。) ・ポイ捨てや不法投棄防止及び喫煙マナー等向上に対する住民への意識高揚や啓発活動並びに道義高揚運動の推進。	イ)市民(住民、事業所、地域、団体等)の役割 (市民が自助でやるべきこと、地域やコミュニティが共助でやるべきこと、行政と協働でやるべきこと) 市民 ・ごみの発生抑制に努める(普段からできるだけごみを減らすように心がける。ごみになるようなものを買わない、製品寿命の長い物を買って、使い捨て製品はなるべく買わない。賞味期限内に食べる。物を大切に、壊れた物は修理して長く使う。買い物にはマイバッグ等の袋を持参する。) ・再使用やリサイクルに努める(使った後、リサイクルできる商品や詰め替えできる商品を買う。エコマーク、グリーンマークなどの表示のある環境にやさしい商品を買う。リサイクル商品やリサイクルショップを積極的に活用する。)
施策を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどのように変化しているか、更に今後どう変化するか?(平成24年度を見越して) ・容器包装リサイクル法が次のような基本的方向に沿って改正され、平成19年度から段階的に施行される。 3R推進の基本原則に基き、排出抑制と再使用を更に推進する循環型社会構築の推進。 容器包装のリサイクルに要する社会全体のコストの効率化。 容器包装廃棄物の3Rの推進に係る国・自治体・事業者・国民・NPO等のすべての関係者の積極的な協働。 これに伴い、容器包装廃棄物の排出抑制の促進、容器包装を中心とする資源ごみの分別排出・分別収集・リサイクルの一層の徹底が求められる。 ・平成19年度に環境美化(ポイ捨て禁止等)条例が制定された。	この施策に対して市民(対象者、納税者、関係者等)、議会からどのような意見や要望が寄せられているか? ・国分・隼人地区の住民や自治会役員からアパート・マンション等入居者や自治会未加入者の一部住民のごみ出しマナーが悪いので、ごみ出しルールの周知、適正処理の徹底並びに自治会加入促進の要望があった。 ・マイバッグ持参運動の一体的推進についての要望が平成18年9月にあった。

6 施策の評価(成果水準の振り返り)		
施策の目標達成度(平成20年度目標と実績との比較)		
結果	左記の背景として考えられること(根拠となる実績値、判断理由など)	
目標達成 (目標値より実績値が110%以上)	・市民一人あたりのごみの排出量は、平成19年度と比べやや減少し、目標をほぼ達成(99%)した。減少の背景は20年度途中までは北京オリンピックの影響でリサイクル可能なごみが別ルートで処理され、リサイクルに回ったことが影響していると推測される。資源ごみの分別や資源物回収に協力している市民の割合が、やや増加していることも影響していると思われる。	
目標をほぼ達成 (目標値より実績値が90%以上110%未満)		
目標を未達成 (目標値より実績値が90%未満)		
	成果指標	結果
A	市民一人あたりのごみの排出量 目標値と比較して実績値が 100% であった。	<メモ> ・数根分のみで暫定的なデータとして実績把握を行い振り返りを行う。 ・リサイクル率に関しては、環境省の調査がまとめるのは翌年6月。暫定データであれば夏場に把握が可能。
B	リサイクル率 目標値と比較して実績値が 77% であった。	
C		
D		
E		

7 施策の現状				
<table border="1"> <tr> <th>施策の基本方針の達成状況</th> <th>施策の平成24年度目標達成見込み</th> </tr> <tr> <td>                     ・(循環型社会の形成を図るため、市民、事業所、行政が協働し役割を分担しながら、廃棄物の発生抑制(リデュース)、部品等の再使用(リユース)、使用済み製品等の原材料としての再利用(リサイクル)の3R及び廃棄物の適正処理を推進し、環境への負荷を低減するという基本方針に対しては、)出たごみに関しては、分別もされリサイクルもされているが、ごみになる製品や包装が多いという現状にあり、事業所の生産段階でのごみの排出抑制の働きかけが必要であることから、霧島市としても国の施策に対応した取り組みを実施し、平成20年度はマイバッグ運動や広報活動を行った。                 </td> <td>                     ・市民一人あたりのごみの排出量の目標値(900g/人)達成見込みについては、家庭ごみのおよそ20%を占める生ごみの減量化に取り組む予定であることからこれによってリサイクル率向上(ごみの排出量削減)が期待できる。(海岸線の一斉清掃によるごみが20g/人程度ある。)                      ・また、食品リサイクル法の改正によっても事業所から焼却ごみとして排出される生ごみが減少するし、リサイクル率向上も期待できる。このことは、平成21年度策定予定の「バイオマスタウン構想」の中で具体化を検討する予定であるが、目標達成の可能はある。                 </td> </tr> </table>	施策の基本方針の達成状況	施策の平成24年度目標達成見込み	・(循環型社会の形成を図るため、市民、事業所、行政が協働し役割を分担しながら、廃棄物の発生抑制(リデュース)、部品等の再使用(リユース)、使用済み製品等の原材料としての再利用(リサイクル)の3R及び廃棄物の適正処理を推進し、環境への負荷を低減するという基本方針に対しては、)出たごみに関しては、分別もされリサイクルもされているが、ごみになる製品や包装が多いという現状にあり、事業所の生産段階でのごみの排出抑制の働きかけが必要であることから、霧島市としても国の施策に対応した取り組みを実施し、平成20年度はマイバッグ運動や広報活動を行った。	・市民一人あたりのごみの排出量の目標値(900g/人)達成見込みについては、家庭ごみのおよそ20%を占める生ごみの減量化に取り組む予定であることからこれによってリサイクル率向上(ごみの排出量削減)が期待できる。(海岸線の一斉清掃によるごみが20g/人程度ある。) ・また、食品リサイクル法の改正によっても事業所から焼却ごみとして排出される生ごみが減少するし、リサイクル率向上も期待できる。このことは、平成21年度策定予定の「バイオマスタウン構想」の中で具体化を検討する予定であるが、目標達成の可能はある。
施策の基本方針の達成状況	施策の平成24年度目標達成見込み			
・(循環型社会の形成を図るため、市民、事業所、行政が協働し役割を分担しながら、廃棄物の発生抑制(リデュース)、部品等の再使用(リユース)、使用済み製品等の原材料としての再利用(リサイクル)の3R及び廃棄物の適正処理を推進し、環境への負荷を低減するという基本方針に対しては、)出たごみに関しては、分別もされリサイクルもされているが、ごみになる製品や包装が多いという現状にあり、事業所の生産段階でのごみの排出抑制の働きかけが必要であることから、霧島市としても国の施策に対応した取り組みを実施し、平成20年度はマイバッグ運動や広報活動を行った。	・市民一人あたりのごみの排出量の目標値(900g/人)達成見込みについては、家庭ごみのおよそ20%を占める生ごみの減量化に取り組む予定であることからこれによってリサイクル率向上(ごみの排出量削減)が期待できる。(海岸線の一斉清掃によるごみが20g/人程度ある。) ・また、食品リサイクル法の改正によっても事業所から焼却ごみとして排出される生ごみが減少するし、リサイクル率向上も期待できる。このことは、平成21年度策定予定の「バイオマスタウン構想」の中で具体化を検討する予定であるが、目標達成の可能はある。			

**9 平成22年度の施策の基本方針**  
(課題解決に向けた取り組み方針)

**市**

- ・生ごみのリサイクル推進にモデル的に取り組み、市民への意識啓発並びに生ごみのリサイクル体制の構築をはかる。あわせて可燃ごみの収集運搬の効率化を進める。
- ・一般廃棄物管理型最終処分場の立地可能性調査を行う。

**市民**

- ・生ごみの削減及び分別、水切りを行う。

**事業所**

- ・事業系ごみを適切に分別排出する。

8 施策の課題				
<table border="1"> <tr> <th>基本計画期間で解決すべき課題(総合計画書より)</th> <th>平成22年度に取り組むべき課題</th> </tr> <tr> <td>                     ・廃棄物の発生抑制、資源の再使用(リターナブルびんの導入・活用等)及びリサイクル(生ごみ、し尿汚泥、下水道汚泥の堆肥化等)を推進することにより、廃棄物の減量化を進め、廃棄物処理に係る経費削減と処理施設への負荷軽減を図る必要がある。                      ・マイホームやアパート・マンションの新築に伴うごみステーション増を抑制し、ごみ収集運搬業務の経費削減や効率化を図る必要がある。                      ・不法投棄を防止するため、関係機関・団体等と連携し、啓発・指導を強化していく必要がある。                      ・一般廃棄物管理型最終処分場の早期整備を図り、廃棄物の適正かつ安定的な処理体制を構築する必要がある。                      ・ごみ処理施設、し尿処理施設及び一般廃棄物管理型最終処分場の一般廃棄物処理施設については、周辺地域に影響を及ぼすことがないよう関係法令に定める環境基準を遵守しながら適正管理に努めるとともに、これらの施設の処理能力を安定的に確保していく必要がある。                 </td> <td>                     ・生ごみリサイクルモデル事業の実施を旧市町7地区で実施し、生ごみのリサイクルを推進する必要がある。                      ・事業所系ごみの実態を把握する必要がある。                      ・立地可能性調査の結果によっては、一般廃棄物管理型最終処分場の実施設計に着手する必要がある。                 </td> </tr> </table>	基本計画期間で解決すべき課題(総合計画書より)	平成22年度に取り組むべき課題	・廃棄物の発生抑制、資源の再使用(リターナブルびんの導入・活用等)及びリサイクル(生ごみ、し尿汚泥、下水道汚泥の堆肥化等)を推進することにより、廃棄物の減量化を進め、廃棄物処理に係る経費削減と処理施設への負荷軽減を図る必要がある。 ・マイホームやアパート・マンションの新築に伴うごみステーション増を抑制し、ごみ収集運搬業務の経費削減や効率化を図る必要がある。 ・不法投棄を防止するため、関係機関・団体等と連携し、啓発・指導を強化していく必要がある。 ・一般廃棄物管理型最終処分場の早期整備を図り、廃棄物の適正かつ安定的な処理体制を構築する必要がある。 ・ごみ処理施設、し尿処理施設及び一般廃棄物管理型最終処分場の一般廃棄物処理施設については、周辺地域に影響を及ぼすことがないよう関係法令に定める環境基準を遵守しながら適正管理に努めるとともに、これらの施設の処理能力を安定的に確保していく必要がある。	・生ごみリサイクルモデル事業の実施を旧市町7地区で実施し、生ごみのリサイクルを推進する必要がある。 ・事業所系ごみの実態を把握する必要がある。 ・立地可能性調査の結果によっては、一般廃棄物管理型最終処分場の実施設計に着手する必要がある。
基本計画期間で解決すべき課題(総合計画書より)	平成22年度に取り組むべき課題			
・廃棄物の発生抑制、資源の再使用(リターナブルびんの導入・活用等)及びリサイクル(生ごみ、し尿汚泥、下水道汚泥の堆肥化等)を推進することにより、廃棄物の減量化を進め、廃棄物処理に係る経費削減と処理施設への負荷軽減を図る必要がある。 ・マイホームやアパート・マンションの新築に伴うごみステーション増を抑制し、ごみ収集運搬業務の経費削減や効率化を図る必要がある。 ・不法投棄を防止するため、関係機関・団体等と連携し、啓発・指導を強化していく必要がある。 ・一般廃棄物管理型最終処分場の早期整備を図り、廃棄物の適正かつ安定的な処理体制を構築する必要がある。 ・ごみ処理施設、し尿処理施設及び一般廃棄物管理型最終処分場の一般廃棄物処理施設については、周辺地域に影響を及ぼすことがないよう関係法令に定める環境基準を遵守しながら適正管理に努めるとともに、これらの施設の処理能力を安定的に確保していく必要がある。	・生ごみリサイクルモデル事業の実施を旧市町7地区で実施し、生ごみのリサイクルを推進する必要がある。 ・事業所系ごみの実態を把握する必要がある。 ・立地可能性調査の結果によっては、一般廃棄物管理型最終処分場の実施設計に着手する必要がある。			

1 基本事業の目的、取組み方針			
基本事業	基本事業名	基本事業主担当課	基本計画期間における取組み方針 (総合計画書より)
2-3-1	リサイクル等の推進	環境衛生課	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域における分別収集活動の活性化のための支援を行う。</li> <li>一般家庭や事業所から出る生ごみや、屎尿処理施設・下水道処理施設から生じるし尿・汚泥の堆肥化を推進する。</li> <li>衛生自治団体、地区自治公民館等と協力・連携して、一般家庭におけるごみの分別排出のさらなる徹底、消費者の買い物袋の持参、環境に配慮した商品の購入等、ごみの排出抑制、資源の循環利用に係る普及啓発を行う。</li> <li>衛生自治団体等と連携して、小売店等における過剰包装の抑制や、リターンブル容器の利活用、再生資源を原材料とした製品の積極的な利用・販売等を啓発を行う。</li> <li>市役所自らが多量にごみを排出する事業者として、ごみの減量や資源の循環利用に積極的に取り組む。</li> <li>ごみの排出を抑制し、再利用やリサイクルへの誘導を促進するため、適正な処理費用の負担について調査・研究を行う。</li> </ul>
対象	・家庭から出るごみ ・事業所から出るごみ	意図	・適切に分別を行う。 ・リサイクルされる。

2 基本事業の指標等の推移												
成果指標名	単位	成果指標の測定方法	数値区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度(目標年度)
A	%	市民意識調査	成り行き値					88.7	88.7	88.7	88.7	88.7
			目標値					90.0	90.0	90.0	90.0	90.0
			実績値			88.7	91.3	93.1				
B			成り行き値									
			目標値									
			実績値									

3 基本計画期間における基本事業の目標設定の根拠	4 平成20年度の基本事業の振り返り(目標達成度評価)と平成22年度に向けての課題	5 基本事業の平成22年度の方針
資源ごみの分別や資源物回収への協力を行っている市民の割合は、良好な水準で推移しており、今後、意識啓発を進めることで高い水準を維持することを基本とした。	<p>資源ごみの分別や資源物回収への協力を行っている市民の割合に関して平成20年度の目標90%に対して、93.1%の実績であったことから目標を達成することがほぼできた。30歳代、40歳代では、割合の低下がみられたもののその他の世代では、分別や資源物の回収に協力する市民が増えたことがその要因と考えられる。</p> <p>課題としては、家庭ごみの2割を占める生ごみのリサイクルの推進する必要がある。更に事業所からのごみの適正排出(分別等)を促進する必要がある。</p>	<p>生ごみのリサイクル推進に向け、モデル事業による費用対効果の検証を行う。</p> <p>&lt;新規に取り組むべき事業&gt; ・生ごみ分別リサイクル試行事業</p>
		6 平成22年度の基本事業の重点「対象」・「意図」
		<p>対象 家庭から排出される生ごみ</p> <p>意図 リサイクルされる。</p>

1 基本事業の目的、取組み方針			
基本事業	基本事業名	基本事業主担当課	基本計画期間における取組み方針 (総合計画書より)
2-3-2	廃棄物の適正処理の推進	環境衛生課	<ul style="list-style-type: none"> <li>分かりやすいごみ出しカレンダーの作成・配布等により、一般家庭におけるごみの分け方・出し方を周知徹底する。</li> <li>市で処理できない廃棄物(廃家電4品目、廃パソコン、在宅医療廃棄物、農薬、自動車、バイク、消火器等の処理困難廃棄物等)の適正処理について指導・啓発を行う。</li> <li>自治会等が管理するごみステーションの新設・改良に対して支援を行う。</li> <li>ごみステーションの増設を抑制するとともに、効率的な収集・運搬体制を検討・構築し、家庭系ごみの収集・運搬コストの削減に努める。</li> <li>事業所等に対し、事業系ごみの分別排出の促進に関する啓発を行う。</li> <li>一般廃棄物収集・運搬許可業者への指導等を通じて、円滑かつ適正な事業系ごみの収集・運搬を確保する。</li> <li>災害時のごみ処理を迅速かつ適正に行うため、「霧島市地域防災計画」に基づき災害廃棄物の処理体制を整備・確保する。</li> </ul>
対象	・家庭から出るごみ ・事業所から出るごみ	意図	・ごみの減量化と適正排出される。 ・適正に収集、運搬、処理される。

2 基本事業の指標等の推移												
成果指標名	単位	成果指標の測定方法	数値区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度(目標年度)
A	%	市民意識調査	成り行き値					70.0	70.0	70.0	70.0	70.0
			目標値					70.0	72.0	74.0	76.0	78.0
			実績値			69.0	78.0	81.6				
B			成り行き値									
			目標値									
			実績値									

3 基本計画期間における基本事業の目標設定の根拠	4 平成20年度の基本事業の振り返り(目標達成度評価)と平成22年度に向けての課題	5 基本事業の平成22年度の方針
一人当たりのごみ排出量は、良好な水準で推移しており、今後、容器包装リサイクル法の改正に伴う容器包装廃棄物の3Rの推進を行政・事業所・市民が連携して積極的に協働し、更なる減量化等への取組みに対する意識高揚と具体的な実践行動への啓発活動を推進することで、ごみ減量化等に取り組んでいる市民の割合を最終年度には、市民80%の水準を目指すこととした。前提条件としては、市民アンケート調査の「環境づくりに対する行動について」の項目で「実行していないが今後、実施したい」と回答した19.5%の市民の内、約半数の10%の成果向上を見込んだ。	<p>ごみの減量化等に取り組んでいる市民の割合は、平成24年度の目標も達成済である。</p> <p>課題は事業系ごみの取扱である。</p>	<p>事業等に対し、事業系ごみの適正な分別排出を促す。</p> <p>&lt;メモ&gt; ・バイオマスタウン構想策定事務(平成21年度新規事業)</p>
		6 平成22年度の基本事業の重点「対象」・「意図」
		<p>対象 事業所から出るごみ</p> <p>意図 ・ごみの減量化。 ・ごみの適正排出。</p>

1 基本事業の目的、取組み方針			
基本事業	基本事業名	基本事業主担当課	基本計画期間における取組み方針 (総合計画書より)
2-3-3	不法投棄の防止	環境衛生課	<ul style="list-style-type: none"> <li>不法投棄を未然に防ぐため、衛生自治団体、地区自治公民館、警察、保健所等の関係機関・団体と協力・連携して、道義高揚・マナーアップ等の啓発活動や環境パトロール等を行うとともに、違反者に対する指導の強化を図る。</li> <li>不法投棄が多発する場所に不法投棄防止のための看板を設置を行う。</li> </ul>

対象	市民	意図	不法投棄をしない。
----	----	----	-----------

2 基本事業の指標等の推移													
成果指標名	単位	成果指標の測定方法	数値区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度(目標年度)	
A 苦情および不法投棄等の件数	件	苦情処理簿	成り行き値					170	170	170	170	170	
			目標値					160	155	150	140	130	120
			実績値			164	166	179					
B			成り行き値										
			目標値										
			実績値										

**3 基本計画期間における基本事業の目標設定の根拠**  
 苦情及び不法投棄件数は、ほぼ横ばいで推移しているようであるが、今後もモラルや道義高揚の啓発並びにマナーアップ等の市民運動や美化活動を地域・職場ぐるみで盛り上げ、実効性を高めていくこととし、また、平成19年度に環境美化(ゴミ捨て禁止等含む)条例を制定するなど、全市挙げて取組むことで、最終年度には、平成18年度の164件から120件(10件/月)を目指すこととした。

**4 平成20年度の基本事業の振り返り(目標達成度評価)と平成22年度に向けての課題**  
 環境美化推進委員の活動が活発になったことで顕在化する件数が増えた。  
 目標値は変えずに美化推進委員が発見した件数を含めて課題としていく。  
 今後も環境美化推進員と連携を図り地域から不法投棄防止に取り組む必要がある。

**5 基本事業の平成22年度の方針**  
 環境美化推進委員と連携を図る。

6 平成22年度の基本事業の重点「対象」・「意図」	
対象	地域
意図	不法投棄を防ぐ。

1 基本事業の目的、取組み方針			
基本事業	基本事業名	基本事業主担当課	基本計画期間における取組み方針 (総合計画書より)
2-3-4	廃棄物処理施設の整備・管理	環境衛生課	<ul style="list-style-type: none"> <li>可燃ごみ等の中間処理(焼却)において発生する飛灰等を適正に処理するための一般廃棄物管理型最終処分場の整備を行う。</li> <li>一般廃棄物(し尿・汚泥を含む)の中間処理施設(民間施設を含む。)及び最終処分場については、周辺の環境に影響を与えないよう適正な運転管理を行うとともに、処理コストの削減に努める。</li> </ul>

対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物(ごみ・し尿)</li> <li>「し尿」は浄化槽汚泥を含む</li> <li>一般廃棄物処理施設(リサイクル施設、焼却処理施設、最終処分場、し尿処理施設)</li> </ul>	意図	<ul style="list-style-type: none"> <li>市域内で処理できる体制が整う。</li> <li>適切に維持・管理される。</li> <li>安いコストで基準を遵守しながら処理能力を安定的に確保すること。</li> </ul>
----	---	----	--

2 基本事業の指標等の推移													
成果指標名	単位	成果指標の測定方法	数値区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度(目標年度)	
A 市域外で処分される一般廃棄物の割合(リサイクルされる一般廃棄物を除く)	%	施設における廃棄物の搬入・搬出量から把握	成り行き値				9.4	9.4	9.4	9.4	9.4	9.4	
			目標値				9.4	9.4	9.4	9.4	9.4	7.6	7.6
			実績値			9.4	9.4	10.2					
B 一般廃棄物処理施設の環境基準遵守率	%	施設の管理委託先の調査	成り行き値				100	100	100	100	100	100	
			目標値				100	100	100	100	100	100	100
			実績値	100	100	100	100	100					
C 1人当たりの一般廃棄物処理コスト(建設改良費を除く)	千円/t	廃棄物処理事業実態調査(環境省)	成り行き値				11.0	11.0	11.0	11.0	12.0	12.0	
			目標値				11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0
			実績値	10.0	11.0	11.0	10.7	未確定					

**3 基本計画期間における基本事業の目標設定の根拠**  
 平成18年度に廃棄物処理施設に搬入されたごみ44,426tのうち、約2,146tの飛灰固化物及び不燃残渣が市域外の最終処分場で埋立られている。また、市域内で発生したし尿75,476klのうち、溝辺地区分9,107klが市域外で処理されている。このため、一般廃棄物管理型最終処分場の整備を促進し、市域外で埋立処分している飛灰固化物等を約2,146t(平成18年度ごみし尿量119,902tの1.8%)をその一般廃棄物管理型最終処分場で処理することにより、市域外で処理される一般廃棄物の割合を9.4%から7.6%に低減していくことを目標とした。  
 一般廃棄物処理施設の環境基準遵守率については、現時点において、全ての処理施設が関係法令に定める環境基準をクリアしているが、今後もこれらの環境基準を全てクリアしていくことを目標とした。  
 一般廃棄物の処理コスト(建設改良費を除く)については、新たな廃棄物処理施設の建設に伴う維持管理費の増額等が見込まれるが、一般廃棄物の減量化やリサイクルの推進により、現状を維持していくことを目標とした。  
 し尿1kl = 1tで計算

**4 平成20年度の基本事業の振り返り(目標達成度評価)と平成22年度に向けての課題**  
 市域外で埋立処分される一般廃棄物の割合は、目標値の9.4%に届いていないが、平成21年度からみぞべ地区のし尿約9,107tを市域内で処理することとしているので一時的には減少するものの課題解決にはならない。  
 一般廃棄物管理型最終処分場で処理することによりその低減を図っていく。

**5 基本事業の平成22年度の方針**  
 一般廃棄物管理型処分場の立地可能性調査をしていく。

6 平成22年度の基本事業の重点「対象」・「意図」	
対象	一般廃棄物処理場
意図	立地可能性調査をする。